

福祉総務課(内線389)

## プレミアム付商品券販売のお知らせ

**内容** 消費税・地方消費税の10%への引上げに伴い、プレミアム付商品券の販売を行います。対象者は下記のとおりです。

### ◆購入対象者と購入方法について

**対象** ①2019年度の住民税が非課税の人(課税者に扶養されている人、生活保護受給者などは対象外)  
②学齢が3歳未満(2016年4月2日～2019年9月30日生まれ)の子どもがいる世帯の世帯主

**申込** ①対象となる人には、7月以降に通知しますので、申請してください。後日購入引換券を送付します。  
②9月以降に購入引換券を送付します。

**購入限度額** ① 20,000円【500円券10枚×5セット(25,000円分)】  
② ①×対象児童数

※使用期間や使用できる店舗などの情報は、決まり次第お知らせします。

国保けんこう課(内線110)

## 後期高齢者医療保険のお知らせ

### ◆8月から保険証が新しくなります

7月中旬に新しい保険証を郵送します。記載内容に誤りがないか確認し、8月1日からご使用ください。

### ◆限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療機関窓口で提示することにより、保険適用分の医療費の自己負担と入院した際の食事代が減額されます。

**対象** 住民税非課税世帯に属している人(世帯全員非課税)

※引き続き交付対象になっている人は、申請不要です。  
認定証は新しい保険証と一緒に郵送します。

### ◆限度額適用認定証について

年収370万円～1,160万円(課税所得145万円～689万円)の人で、ひと月にひとつの医療機関で支払いが高額になる可能性がある人は、国保けんこう課で「限度額適用認定証」を申請してください。

### ◆保険料をお知らせします

令和元年度の保険料を、7月中旬に決定通知書(兼納入通知書)でお知らせします。納付方法はそれぞれ異なりますので、ご確認ください。

### ◆保険料均等割額の軽減見直しについて

高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた人は、今年度は8割軽減に変わります。今回の見直しは、対象者への実質的な負担増ができる限り生じないように実施されますが、個々の状況により負担増減は異なります。

		所得 (世帯主および世帯の被保険者全員の総所得金額等の合計)	
		33万円以下 (平成30年度に 8.5割軽減の区分)	被保険者全員 各種所得なし (平成30年度に 9割軽減の区分)
均等割の軽減割合	平成30年度	8.5割	9割
	令和元年度	8.5割	8割
	2年度	7.75割	7割
	3年度	7割	

### ◆被扶養者であった人に対する軽減措置について

**対象** 後期高齢者医療制度加入の前日まで、社会保険や共済保険などの被用者保険加入者の被扶養者で、保険料を負担していなかった人  
制度加入月から、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。令和元年度以降は、加入月から24カ月間5割軽減となります。8.5割または、8割軽減に該当する場合は、その割合が適用されます。